

令和8年度(2026年度)

私費外国人留学生奨学金給付生(大学院生)募集要項

令和8年4月7日

〒169-0075 東京都新宿区高田馬場 1-33-13-411 千年ビル

公益財団法人 金子国際文化交流財団

電話 03-3371-2174 FAX 03-5937-5437

e-mail : [info@kanekozaidan.or.jp](mailto:info@kanekozaidan.or.jp)

HP [www.kanekozaidan.or.jp](http://www.kanekozaidan.or.jp)

担当事務局 奥沢 文子

公益財団法人 金子国際文化交流財団（以下「本財団」という）は、わが国の大学院に在学する私費外国人留学生に対して、奨学金給付生(以下「奨学生」という)を下記により募集する。

記

1. 奨学生に応募できる者

奨学生に応募できる者は、令和8年4月1日現在、私費外国人留学生で、日本に在住し、経済的援助を必要とし、学業成績が優秀かつ以下の①、②の要件を満たす者。

① 次の出身国の学生

タイ、モンゴル、インドネシア、スリランカ、ベトナム、フィリピン、ブータン、ラオス、インド、  
バングラデシュ、東ティモール、カンボジア、パキスタン、ミャンマー、ネパール（以上15か国）

ただし、日本の小学校、中学校、高等学校のいずれかを卒業した者は対象外とする。

② 大学院修士課程、博士課程に在籍すること

ただし、本年度春学期だけで大学院修了見込みの者、専門職大学院在籍者を除く

(注)「私費外国人留学生」とは、日本の大学において教育を受ける目的をもって入国し、大学に入学した外国人留学生（出入国管理及び難民認定法別表第一に定める「留学」の在留資格を有する者）で日本政府から奨学金を受けていない者をいう。

2. 奨学金

奨学金は月額70,000円を給付する。(年額84万円)

3. 奨学金の給付期間

奨学金給付期間 令和8年4月～令和9年3月（4、5月分は6月分と同時に給付）

#### 4. 応募の手続き

a. 奨学生に応募する者は、下記①～⑤を指定する日までに郵送（「レターパックプラス」使用のこと）にて本財団に提出すること。

- ① 別紙様式 1-1、1-2 の申請書
- ② 成績証明書（現在または最近在学した学校の成績証明書）
- ③ 別紙様式 2 の指導教員の推薦状
- ④ 在留カード（在留資格「留学」が明記されているもの）のコピー（両面）
- ⑤ 研究内容（Word A4 日本語で 1200 字以内）

b. 本財団への応募は 令和 8 年 5 月 25 日(月)必着とする。

郵送先 〒169-0075 東京都新宿区高田馬場 1-33-13-411 千年ビル  
公益財団法人 金子国際文化交流財団

#### 5. 選考及び決定

書類選考の結果は 5 月 25 日以降にメールで通知する。書類選考通過者には面接の連絡を行う。なお、提出された申請書類は合否に関係なく返却しない。

#### 6. 注意事項

月額 60,000 円(年額 720,000 円)以上の他の奨学金等を受けている者については採用しない。

#### 7. 問い合わせ先

公益財団法人 金子国際文化交流財団

住所 〒169-0075 東京都新宿区高田馬場 1-33-13-411 千年ビル

電話 03-3371-2174 FAX 03-5937-5437 E-mail : info@kanekozaidan.or.jp